

3 検証法上の留意点

以下に、避難安全検証法の計画や計算過程において留意していただきたい事項を述べます。

① 避難方向について

- ・ 検証法を適用する割合が高い「物品販売店舗」では、バックヤードが計画され避難経路がバックヤード方向の開口部も避難出口となっている。しかしバックヤード側の避難出口の比率があまりにも多い場合については、通常経路の出入り口の設置を多くし円滑な避難計画とする。

② シッターで防火区画され建物内の行き来が出来ない場合について

- ・ 階避難時間については「A」「B」に区域が分かれるとすると、 T_{start} は「A+B」全ての範囲で検討し算出した数値、 T_{travel} と T_{queue} については個々の範囲で算出(歩行距離、開口部幅等)し、それぞれの避難時間を算出した上で不利側の数値を採用し階避難時間とするなどの配慮が必要である。

③ 在館者滞留について

- ・ バックヤードや倉庫内を避難経路としている場合は、床の色分けやライン引きによって物置スペースを明確にして避難経路を確保し、倉庫等で常に物が置かれている状態のスペースにおいては、収容人員可能人数(A_{co})についてストック部分の面積を除いて検討する配慮が必要である。
- ・ 滞留可能面積での検討については、同時に「その形状」についても配慮し、避難経路の一部に極端に幅のあるスペースがある場合等(避難経路廊下となる幅が1mでその途中に幅 2m奥行き 5mの滞留スペースがある場合)、避難時の滞留部分として加算すべき部分でない面積は除いて検証したほうが望ましい。しかし、その部分蓄煙面積は蓄煙可能であるので加算し検証してもよい。

④ 出口の有効幅員について

- ・ (具体例)扉の形態によって異なるが、親子開き・両開きの場合はフランス落しを掛けて、実際には1つの扉しか開かない形態においても、有効幅員を2つの扉の幅で避難計画をしている場合が多くみられる。避難出口の有効幅員のとり方については、通常開閉している扉のみの幅で行い、非火災室の煙発生量算定時の開口部算定については、親子扉・両開きの場合、2枚の扉も含んだ幅で算定し検証する必要があると考えるべきである。検証法では扉幅 60cm以上のものは避難時有効とされているが、できれば一人がスムーズに通ることが出来るよう 75cm以上の開口幅が望ましい。これは、防火区画に用いる開口部で「居室から地上に通じる主たる廊下等に設ける開口部の大きさが幅 75cm以上」との規定があり、避難上有効とされているによるものである。

